

外国法人等が予報業務を行う場合における気象業務法の適用に関する考え方

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律(令和7年法律第86号)の施行により、外国法人等による予報業務¹に関する規制が明確化されることとなる。

このことを踏まえ、外国法人等が予報業務を行う場合における気象業務法(昭和27年法律第165号)の適用に関する考え方を下記のとおり示す。

記

1 外国法人等が行う予報業務に対して気象業務法が適用される場合

外国法人等が、国内において又は国外から日本国内に所在する者に対する予報業務を行う場合、気象業務法が適用される。

「国外から日本国内に所在する者に対する予報業務を行う」とは、国外から日本国内に所在する者に対する提供の意図を有していることが明らかな予報業務を行うことを指す。具体的には、以下に示す特徴を踏まえ当該意図の有無を総合的に判断する。

(1) 外国法人等が行う予報業務が、以下に例示する外形的特徴のいずれかを有する場合

- 例1 当該予報業務が日本語で提供されている。
- 例2 当該予報業務に関する決済における決済通貨に日本円がある。
- 例3 当該予報業務において、主として日本国内向けに提供されている商品、サービス等に関する広告が掲出されている。
- 例4 当該予報業務において、任意の場所の予報が国内の地域区分に基づく表現により提供されている。
- 例5 当該予報業務において、あわせて気象庁の特別警報、警報、注意報が提供されている。

(2) 外国法人等が行う予報業務に関して、以下に例示する国内利用者に向けた利用促進行為を行っている場合

- 例1 国内におけるインターネット上のメディア・テレビ・新聞・雑誌その他のメディアへの掲載、広告物(チラシ、パンフレット等)の国内での配布の行為。
- 例2 国内に流通するスマートフォン、タブレット、PCその他の電子機器に予報の提供機能等を標準搭載させる行為。
- 例3 スマートフォンアプリを、日本を対象としたアプリストアを通じて提供させる行為。

¹ 予報とは、気象業務法において「観測の成果に基づく現象の予想の発表」と定義されている。予報業務とは、予報を定時的または非定時的に反復・継続して行う行為を指す。

2 予報業務の許可の申請

- ・外国法人等が、1で述べた予報業務を行おうとする場合は、気象業務法の規定に基づき、許可の申請（第17条、第17条の2）が必要である。
- ・許可の申請及び許可を受けた後の具体的な手続きについては、「予報業務許可等の申請の手引き」を参照のこと。

3 国内代表者等の指定

- ・外国法人等は、予報業務の許可の申請を行う際に、国内における代表者又は国内における代理人（以下「国内代表者等」という。）を定めて気象庁長官に提出しなければならない。また、外国法人等が国内代表者等を変更する場合には、新たな国内代表者等について気象庁長官に変更の届出をしなければならない。
- ・国内代表者等は、気象業務法に基づき気象庁長官が行う行政処分に係る通知及び気象業務法施行規則第53条に基づく気象庁長官からの通知を、外国法人等を代理して受領する権限を有しなければならない。
- ・国内代表者等は、気象業務法の規律に関連して気象庁と外国法人等の間で行われる各種連絡について、気象庁と外国法人等との間におけるコンタクトポイントとなることが期待される。
- ・以上を踏まえ、日本に住所を有すること、日本語による会話能力を有すること、気象庁との連絡体制を構築できることが必要となる。

4 適用される気象業務法の具体的な規律

- ・外国法人等に適用される気象業務法の具体的な規律については、上記3の国内代表者等の指定を除き、原則として予報業務を行う国内法人等と同一である。適用される主な規律は、次のとおりである。具体的な手続き方法等については、「予報業務許可等の申請の手引き」を参照のこと。
 - － 予報業務の許可及びその申請（第17条、第17条の2）
 - － 許可の基準（第18条）
 - － 変更認可等（第19条）
 - － 気象予報士の設置（第19条の2）
 - － 特定予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者の説明義務（第19条の3）
 - － 警報事項の伝達（第20条）
 - － 業務の改善命令（第20条の2）
具体的な基準については、「予報業務の許可を受けている者に対する不利益処分の処分基準」を参照のこと。
 - － 許可の取消し等（第21条）
具体的な基準については、「予報業務の許可を受けている者に対する不利益処分の処分基準」を参照のこと。
 - － 予報業務の休廃止（第22条）
 - － 許可等の条件（第40条の2）

- － 報告及び検査（第41条）
- － 法令等違反行為を行った者の氏名等の公表（第42条の2）
具体的な基準については、「予報業務の許可等に関する気象業務法第42条の2の規定による氏名等の公表基準」を参照のこと。